

仙台白百合女子大学学則

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 仙台白百合女子大学は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教精神に基づいて女子の高等教育を行うことを目的とする。
本学独自の教育理念は、設立母体であるシャルトル聖パウロ修道女会の創立の精神に則り、人間の理解と援助・社会変化への積極的対応を常に心掛け、広く人類の福祉に貢献しうる人材を養成することをその目標とする。

(名 称)

- 第2条 本学は、仙台白百合女子大学と称する。

(所 在 地)

- 第3条 本学は、宮城県仙台市泉区本田町6番1号に設置する。

(自己点検・自己評価)

- 第4条 本学は、教育研究水準の向上を図るため、教育研究活動等の状況について自己点検・自己評価を行う。
2 前項の実施に関する事項は別に定める。

第2章 組織及び目的

(学部・学科・専攻及び学生定員、目的)

- 第5条 本学に、次の学部を置く。

人間学部

- 2 前項の学部置く学科・専攻及びその学生定員は、次のとおりとする。

人間発達学科

子ども発達専攻	入学定員 90名	収容定員 360名
(入学定員のうち、保育士養成課程	75名	総定員 300名)

心理福祉学科	入学定員 70名	収容定員 280名
(入学定員のうち、介護福祉士養成課程	25名	総定員 100名)

健康栄養学科

管理栄養専攻	入学定員 80名	収容定員 320名
--------	----------	-----------

グローバル・スタディーズ学科	入学定員 60名	収容定員 240名
----------------	----------	-----------

3 次の2学科には、定員を定めたコースを置く。

心理福祉学科

心理コース	入学定員 30 名	収容定員 120 名
-------	-----------	------------

福祉コース	入学定員 40 名	収容定員 160 名
-------	-----------	------------

グローバル・スタディーズ学科

イングリッシュインテンシブ・

スタディコース	入学定員 20 名	収容定員 80 名
---------	-----------	-----------

共生社会・スタディコース	入学定員 20 名	収容定員 80 名
--------------	-----------	-----------

グローバル文化・スタディコース	入学定員 20 名	収容定員 80 名
-----------------	-----------	-----------

4 健康栄養学科管理栄養専攻は、1学級 40 名とし、学級数は、1学年2学級、4学年合計8学級とする。

5 各学科における教育研究上の目的を次のとおり定める。

(1) 人間発達学科は、本学の教育理念であるキリスト教の愛の教えに基づき、保育学・教育学・心理学等からのアプローチによって、人間の発達、特に乳幼児期・児童期の子どもの発達を探究し、子どもを理解・支援・教育する能力と知識を持つ、保育者・教育者を育成することを目的とする。

(2) 心理福祉学科は、本学の教育理念であるキリスト教の愛の教えに基づき、すべての人間の尊厳と価値を認識して、人間の心理を科学的に理解する力、人間の福祉を深く探求し自己実現を図る力を身につけ、医療・福祉・教育などの多分野にわたり専門性を以って社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

(3) 健康栄養学科は、本学の教育理念であるキリスト教の愛の教えに基づき、人間の健康と栄養のあり方を広い視野から探究し、科学的且つ論理的に捉える能力と実践する能力を身に付けると共に、社会に貢献できる豊かな人間性と高度な専門性を兼ね備えた「食」の専門家を育成することを目的とする。

(4) グローバル・スタディーズ学科は、本学の教育理念であるキリスト教の愛の教えに基づき、世界のさまざまな国や地域の歴史・文化・人々に対する知識と理解を求め、平和で国際的な共生社会を築くことに貢献できる人材の育成を目的とする。

(図書館)

第 6 条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に図書館長を置く。

3 図書館に関する事項は別に定める。

第 3 章 教職員組織

(教職員組織)

第 7 条 本学に、学長を置く。

- 第 8 条 本学の教育職員を分けて教授, 准教授, 講師, 助教とする。
- 2 本学に事務職員, 技術職員, その他の職員を置く
 - 3 事務組織については別に定める。

第 4 章 協議会及び教授会

(協議会)

- 第 9 条 本学に, 協議会を置く。
- 2 協議会は, 次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 学 長
 - (2) 学 部 長
 - (3) 学 科 長
 - (4) 教学部長, 図書館長
 - (5) 事務局長
 - (6) その他, 学長が必要と認めた教職員

(協議会の審議事項)

- 第 10 条 協議会は, 学長の諮問に基づき, 次に掲げる事項を審議する。
- (1) 大学全体にわたる学事に関する重要事項
 - (2) 教授会の議題整理に関する事項
 - (3) その他, 学長が必要と認めた事項
- 2 協議会の運営に関する事項は別に定める。

(教授会)

- 第 11 条 本学に, 教授会を置く。
- 2 教授会は, 次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 学 長
 - (2) 教 授
 - (3) 准 教 授
 - (4) 講 師
 - (5) その他, 学長が必要と認めた教職員

(教授会の審議事項)

- 第 12 条 教授会は, 学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学, 卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか, 教育研究に関する重要な事項で, 教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長が掌る教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 教授会の運営に関する事項は別に定める。

第5章 学年，学期及び休業日

(学 年)

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第14条 学年を、次の2学期に分ける。

前期 04月01日から翌年09月30日まで

後期 10月01日から翌年03月31日まで

(休 業 日)

第15条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 開学記念日 1月25日
 - (4) 春季休業 3月20日から3月31日まで
 - (5) 夏季休業 8月1日から8月31日まで
 - (6) 冬季休業 12月23日から翌年1月7日まで
- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
 - 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第6章 修業年限及び在学年限

(修 業 年 限)

第16条 本学の修業年限は、4年とする。

(在 学 年 限)

第17条 在学年限は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。

第7章 入学，編入学，転入学，再入学及び転学科・転専攻

(入学の時期)

第 18 条 本学の入学期は、学年の始めとする。ただし、第 24 条 1 項による転入学及び第 25 条 1 項による再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学の資格)

第 19 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、又はこれに 準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者、又は高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他、相当の年齢に達し、本学が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第 20 条 本学への入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて願出しなければならない。なお出願の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第 21 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第 22 条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書、保証人証書、その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納入しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第 23 条 本学に編入学を志願する者に対しては、選考の上、教授会の議を経て学長が 3 年次に編入学を許可する。

- 2 本学に編入学できる者は、次の各号の一に該当する女子とする。
 - (1) 学校教育法に基づく、短期大学卒業生及び大学に 2 年以上在学し、62 単位以上修得した者

- (2) 高等専門学校を卒業した者
 - (3) 修業年限 2 年以上の専修学校の専門課程を卒業した者
 - (4) その他、相当の年齢に達し、上記のいずれかと同等以上の学力があると本学が認めた者
- 3 編入学に関する事項は別に定める。

(転入学)

- 第 24 条 他の大学に 1 年以上在学した者が、本学に転入学を志願したときは、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て学長が相当年次に転入学を許可することができる。
- 2 転入学生については、大学等における在学年数及び履修した授業科目とその単位の全部又は一部を、本学においての在学年数及び履修した授業科目並びに単位として換算又は認定することができる。

(再入学)

- 第 25 条 本学に 1 年以上在学し退学した者または第 46 条(1)により除籍に至った者が、退学または除籍の後 5 年以内に再入学を志願するときは、第 20 条の規定にかかわらず、欠員のある場合に限り審査の上、教授会の議を経て学長が再入学を許可することができる。
- 2 第 50 条による退学者は、再入学することができない。
 - 3 再入学に関する事項は別に定める。

(転学科・転専攻)

- 第 26 条 転学科あるいは学科内での転専攻を志願する者に対しては、欠員のある場合に限り審査の上、教授会の議を経て学長がこれを許可することができる。ただし、健康栄養学科管理栄養専攻への転学科は認めない。
- 2 転学科・転専攻に関する事項は別に定める。

第 8 章 教育課程及び履修方法等

(授業科目の区分)

- 第 27 条 本学の授業科目を分けて、学部共通開設科目、学科開設科目とする。
- 2 前項に定めるもののほか、学部共通開設科目及び健康栄養学科管理栄養専攻開設科目に教職に関する科目を置く。
 - 3 授業科目の名称・単位及び資格取得に必要な科目・単位は別表 I のとおりとする。
 - 4 前項の授業科目は文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該科目を行う教室以外の場所で履修させることができる。

(教育課程)

第 28 条 教育課程は、各授業科目を必修科目と選択科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

(履修単位)

第 29 条 学生は、授業科目の区分で示された単位を修得し、各学科それぞれ 124 単位以上を履修しなければならない。

- 2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が原則として予め本学と事前協議が成立している他の大学または短期大学(海外提携校を含む)の授業科目を履修することを認めることができる。
- 3 前項の規定により学生が修得した単位は、本人の申し出により、28 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(特別聴講学生(単位互換学生)、特別聴講学生(交換留学生)及び特別聴講学生(提携校留学生))

第 30 条 本学の学生で、原則として予め本学と事前協議が成立している他の大学または短期大学(海外提携校を含む)の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学との協議に基づき、教授会の議を経て学長が特別聴講学生として履修を許可することができる。

- 2 本学における特別聴講学生には、特別聴講学生(単位互換学生)、特別聴講学生(交換留学生)及び特別聴講学生(提携校留学生)を含むものとする。
- 3 特別聴講学生(単位互換学生)、特別聴講学生(交換留学生)及び特別聴講学生(提携校留学生)に対しては、他の大学・短期大学(海外提携校を含む)からの成績通知に基づき、単位を認定する。
- 4 特別聴講学生(単位互換学生)、特別聴講学生(交換留学生)及び特別聴講学生(提携校留学生)に関する事項は別に定める。

(単位の計算方法)

第 31 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(1 年間の授業期間)

第 32 条 1 年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め 35 週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第 33 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。ただし、演習、実験、実習の科目及び体育実技等については平素の成績によって認定することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 34 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（「科目等履修生」として修得した単位を含む）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(履修科目の評価)

第 35 条 授業科目の試験の評価は、100 点法をもって表し、60 点以上を合格とする。

(その他)

第 36 条 この章に定めるもののほか、履修科目・履修単位及び履修方法等については、別に定めるところによる。

第9章 資格および国家試験受験資格

(資格)

第 37 条 本学において取得できる資格は、次のとおりである。

栄養士(健康栄養学科管理栄養専攻)

保育士(人間発達学科子ども発達専攻保育士養成課程)

教育職員免許状

幼稚園教諭一種 (人間発達学科子ども発達専攻)

小学校教諭一種 (人間発達学科子ども発達専攻)

中学校教諭一種(英語)

(グローバル・スタディーズ学科イングリッシュインテンシブ・スタディコース)

中学校教諭一種(社会)

(グローバル・スタディーズ学科共生社会・スタディコース)

高等学校教諭一種(英語)

(グローバル・スタディーズ学科イングリッシュインテンシブ・スタディコース)

高等学校教諭一種(公民) (心理福祉学科心理コース)

(グローバル・スタディーズ学科共生社会・スタディコース)

栄養教諭一種 (健康栄養学科管理栄養専攻)

第 38 条 健康栄養学科管理栄養専攻で栄養士の免許を得ようとする者は、栄養士法並びに同

法施行規則に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない(授業科目名・単位数は別表Ⅱ)。

- 2 人間発達学科子ども発達専攻保育士養成課程で保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則第6条の2第1項3号の指定保育士養成施設の授業科目及び単位数並びに履修方法(平成13年度厚生労働省告示第198号)の指定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない(授業科目名・単位数は別表Ⅲ)。
- 3 人間発達学科子ども発達専攻で教育職員免許状〔幼稚園教諭一種・小学校教諭一種〕を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則の規定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。
- 4 心理福祉学科心理コースで教育職員免許状〔高等学校教諭一種(公民)〕を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則の規定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。
- 5 グローバル・スタディーズ学科イングリッシュインテンシブ・スタディコースで教育職員免許状〔中学校教諭一種(英語)・高等学校教諭一種(英語)〕を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則の規定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。
- 6 グローバル・スタディーズ学科共生社会・スタディコースで教育職員免許状〔中学校教諭一種(社会)・高等学校教諭一種(公民)〕を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則の規定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。
- 7 健康栄養学科管理栄養専攻で教育職員免許状〔栄養教諭一種〕を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則の規定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。

(国家試験受験資格)

第39条 本学において取得できる国家試験受験資格は、次のとおりである。

社会福祉士国家試験受験資格(心理福祉学科)

介護福祉士国家試験受験資格(心理福祉学科)

精神保健福祉士国家試験受験資格(心理福祉学科)

管理栄養士国家試験受験資格(健康栄養学科管理栄養専攻)

第40条 心理福祉学科で社会福祉士国家試験および介護福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。(授業科目名・単位数は別表Ⅳ・Ⅴ)

- 2 心理福祉学科で精神保健福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、精神保健福祉士法に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない(授業科目名・単位数は別表Ⅵ)。
- 3 健康栄養学科管理栄養専攻で管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする者は、栄養士法、同法施行規則並びに管理栄養士学校指定規則に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない(授業科目名・単位数は別表Ⅶ)。

第 10 章 休学，復学，転学及び退学

(休 学)

- 第 41 条 病気その他止むを得ない事由により 3 カ月以上修学することのできない者は、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受け休学することができる。
- 2 病気，その他の事由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休 学 期 間)

- 第 42 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、延長を認めることができるが、通算して 4 年を超えることができない。
- 2 休学期間は、在学年限に算入しない。

(復 学)

- 第 43 条 休学期間の満了した者は、届け出て復学しなければならない。
- 2 休学期間中にその事由が無くなった場合は、学長の許可を受けて復学することができる。
- 3 休学を命ぜられた者が休学期間内にその事由が無くなった場合は、学長は復学を命ずることができる。

(転 学)

- 第 44 条 他の大学への入学又は転入学を志願する者は、その旨を願い出て学長の許可を受けなければならない。

(退 学)

- 第 45 条 退学しようとする者は、その事由を記載し保証人連署のうえ願い出て学長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

- 第 46 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。
- (1) 授業料の納入を怠り督促してもなお納入しない者
 - (2) 第 17 条に定める在学年限を超えた者
 - (3) 第 42 条 2 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
 - (4) 長期間にわたり行方不明の者

第 11 章 卒業及び学位

(卒業)

- 第 47 条 本学に 4 年(第 23 条 1 項による編入学者は 2 年以上, 第 24 条 1 項による転入学者及び第 25 条 1 項による再入学者は, それぞれ教授会で定められた在学すべき年数)以上在学し, 所定の授業科目を履修し, その単位を修得した者については, 教授会の議を経て学長が卒業を認定する。
- 2 学長は, 卒業を認定した者に対して, 卒業証書を授与する。

(学位)

- 第 48 条 卒業者には, 学士(人間科学)の学位を授与する。

第 12 章 賞 罰

(表彰)

- 第 49 条 学生として表彰に価する行為のあった者には, 教授会の議を経て学長がこれを表彰することができる。

(懲戒)

- 第 50 条 学生の本分に背き, 本学の規則に違反した者は教授会の議を経て学長が懲戒する。
- 2 前項の懲戒の種類は, 訓告, 停学, 及び退学とする。
- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力が劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなく出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し, その他学生としての本分に反した者

第 13 章 科目等履修生, 特別聴講学生(単位互換学生), 特別聴講学生 (交換留学生)及び特別聴講学生(提携校留学生)

(科目等履修生)

- 第 51 条 学則第 19 条(1)~(7)に該当する, 本学の学生以外の女子で, 一授業科目又は複数の授業科目を履修する者(以下「科目等履修生」という。)があるときは, 正規の学生の学習に支障がない限り, 教授会の議を経て学長が科目等履修生として履修を許可することができる。
- 2 科目等履修生に対する単位の授与については, 第 33 条の規定を準用する。

- 3 科目等履修生に関する事項は別に定める。

(特別聴講学生(単位互換学生), 特別聴講学生(交換留学生)及び特別聴講学生(提携校留学生))

- 第 52 条 原則として予め本学と事前協議が成立している他の大学または短期大学(海外提携校を含む)の女子の学生で, 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは, 正規の学生の学習に支障がない限り, 当該大学との協議に基づき, 教授会の議を経て学長が特別聴講学生(単位互換学生), 特別聴講学生(交換留学生)または特別聴講学生(提携校留学生)として履修を許可することができる。
- 2 特別聴講学生(単位互換学生), 特別聴講学生(交換留学生)及び特別聴講学生(提携校留学生)に対する単位の授与については, 第 33 条の規定を準用する。
 - 3 特別聴講学生(単位互換学生), 特別聴講学生(交換留学生)及び特別聴講学生(提携校留学生)に関する事項は別に定める。

第 14 章 入学検定料及び学納金

(授業料等の納入)

- 第 53 条 本学の入学検定料, 入学金及び授業料等の金額は, 別表Ⅷに定めるとおりとする。
- 2 留年時の授業料等については, 別表Ⅷの授業料はその半額とする。但し, 不足単位数が 12 単位を超える場合, 及び留年期間が複数年に及ぶ場合は, 別表Ⅷの金額とする。
- 第 54 条 授業料は前期, 後期の 2 期に分け, それぞれ半額を前期は 4 月, 後期は 9 月の指定された期日までに納入しなければならない。
- 2 経済的理由等により, 納入期間内に授業料等の納付が困難な者に対して, 学長は延納又は分納を許可することができる。
 - 3 前項の許可を得ようとする者は, 所定の延納願又は分納願を提出しなければならない。
- 第 55 条 所定の授業料未納の者は, 授業科目の単位の認定を受けることはできない。

(休学の場合の授業料)

- 第 56 条 休学期間中の授業料は徴収しない。ただし, 在籍料として半期 30,000 円(通年 60,000 円)を納入しなければならない。

(退学の場合の授業料)

- 第 57 条 中途退学者は, 退学時の学期分の授業料を納入しなければならない。

(納入金の返還)

- 第 58 条 既納の入学検定料, 入学金及び入学後の授業料等は, 事情の如何にかかわらず返

還しない。

(納入金の変更)

第 59 条 在学中において、授業料及びその他の納入金に変更があった場合には、新たに定められた金額に基づいて、納入しなければならない。

(その他の納入金)

第 60 条 実験、実習等に必要な費用は別にこれを徴収する。

第 61 条 科目等履修生の入学検定料、入学金及び授業料等については、別表Ⅸに定めるとおりとする。

第 15 章 公開講座

(公開講座)

第 62 条 本学の教育研究活動の成果を広く地域社会に公開し、社会人の教養を高め、文化の向上に資するために本学に公開講座を開設する。

2 公開講座に関する規定は別に定める。

第 16 章 附属機関

(附属機関)

第 63 条 本学にカトリック研究所を置く。

2 カトリック研究所に関する事項は別に定める。

第 64 条 本学に以下のセンターを置く。

(1) 人間発達研究センター

(2) 国際交流センター

(3) 学修支援センター

(4) 地域貢献研究センター

(5) 教職課程研究センター

2 各センターの扱いは研究所に準ずる。

3 各センターに関する事項は別に定める。

附 則

- 1 本学則は、1996年4月1日から施行する。
- 2 本学則は、1999年4月1日から施行する。
- 3 本学則は、2000年4月1日から施行する。
- 4 本学則は、2001年4月1日から施行する。
- 5 本学則は、2002年4月1日から施行する。
- 6 本学則は、2003年4月1日から施行する。
- 7 本学則は、2005年4月1日から施行する。
- 8 本学則は、2006年4月1日から施行する。
- 9 本学則は、2007年4月1日から施行する。
- 10 本学則は、2008年4月1日から施行する。
- 11 本学則は、2009年4月1日から施行する。
- 12 本学則は、2010年4月1日から施行する。
- 13 本学則は、2011年4月1日から施行する。
- 14 本学則は、2012年4月1日から施行する。
- 15 本学則は、2013年4月1日から施行する。
- 16 本学則は、2014年4月1日から施行する。
- 17 2013年度以前に入学した者については、入学年度施行の学則を適用する。ただし、第27条3項については、適用を除外することができる。
- 18 本学則は、2015年4月1日から施行する。
- 19 本学則は、2017年4月1日より施行する。ただし、改正後の第27条1項、同条2項、同条3項の別表I、第29条1項については、2017年度入学者から適用し、それ以前に入学した者については、入学年度施行の学則を適用する。
- 20 本学則は、2017年9月30日から施行する。
- 21 本学則は、2018年4月1日より施行する。ただし、改正後の第27条3項の別表I、第40条1項の別表IV、V、同条2項の別表VIについては、2018年度入学者から適用し、それ以前に入学した者については、入学年度施行の学則を適用する。